

SILVER

会員の手引き



公益社団法人

宇部市シルバー人材センター

SILVER

シルバー人材センター理念

自 主 自分のものであるとして考え

自 立 自分たちの力で育てる

共 働 一緒になって働き

共 助 互いに助け合う

働くよろこび

社会参加の輪を広げよう



I シルバー人材センターとは

我が国の平均寿命はどんどん延び、一方では新生児が減少して、高齢者が増え、若い働き手が少なくなるという、高齢化社会を迎えています。

近い将来、老後の暮らしの全てを若者達にゆだねることは、きわめて困難な時代となってまいります。このような中でこれからの高齢者は、単に長寿であるだけでなく、健康であるかぎり働きたいという意識が強まってきて、仕事を通じて社会参加をすることの中に、老後の生きがいや幸せを見出す時代となったのではないのでしょうか。

シルバー人材センターは、このような社会的要請によって生まれた団体です。

1 シルバー人材センターの基本的性格

シルバー人材センターとは、「**自主・自立**」「**共働・共助**」の理念のもとに、高齢者が臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な仕事を通じて、自らの生きがいの充実と社会参加を図り、あわせて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としております。

2 法的地位

シルバー人材センターは、「**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律**（第46条）」に位置付けられた公益法人（民法第34条）です。

したがって、営利を目的とする団体ではなく、高齢化社会を支える役割を果たす公共性、公益性を有する**公益社団法人**です。

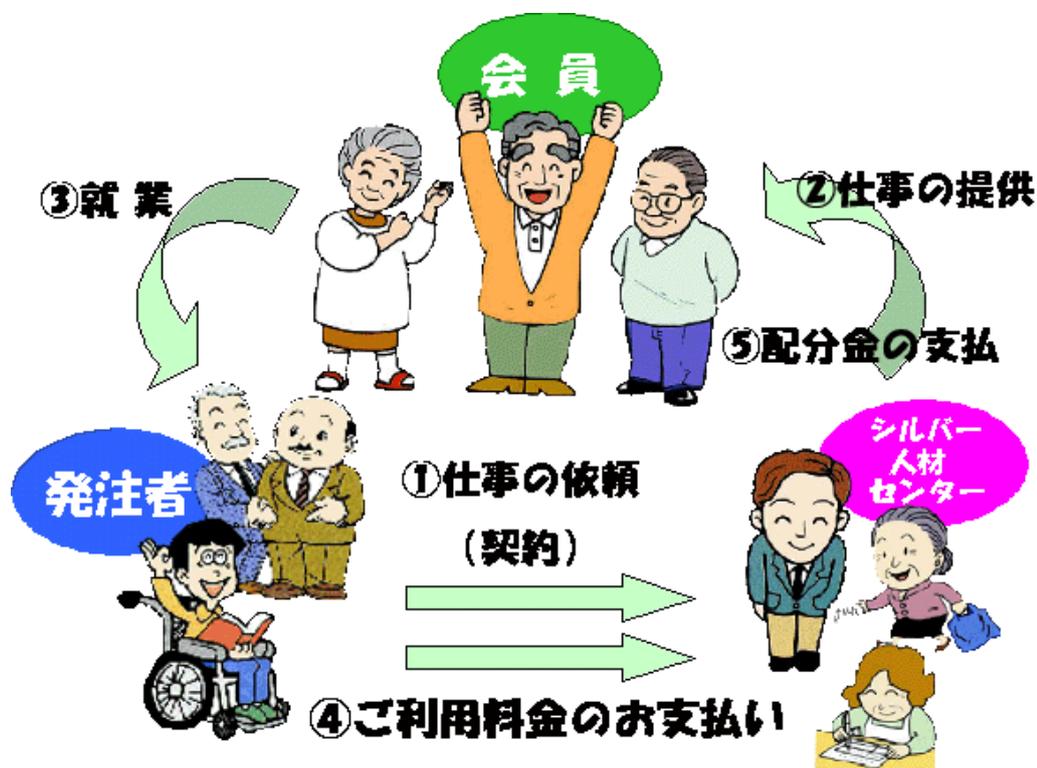
3 会 員

宇部市に居住する、おおむね60歳以上の健康で働く意欲があつて、就業を通じ、自己の能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望される方です。

4 シルバー人材センターの仕組み

センターは、一般家庭や事業所、官公庁から仕事の依頼を、請負または委任の形式で受け、これを会員に提供します。

会員は、引き受けた仕事を遂行又は完成させることによって「**配分金**」をセンターから受け取ります。(センターとの雇用関係はありませんので、給料や賃金ではありません。)



5 シルバー人材センターで取り扱う仕事の例

職 種	仕 事 の 例
技 術	経理事務、各種自動車運転、家庭教師等
技 能	植木剪定、大工、左官、塗装、表具・表装等
事 務	あて名、賞状書き、伝票・帳簿整理、一般事務等
管 理	建物管理、施設管理、駐車場管理等
折衝 ・ 外交	販売、集金、配達、検針等
一 般 作 業	屋内外清掃、屋内外軽作業、除草、調理・食品関係等
サ ー ビ ス	家事援助、育児支援、高齢者・障害者・病弱者福祉等

II 会員としての心得

1 入会から仕事の提供まで

① 入 会

宇部市に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方なら、どなたでも会員になれます。

② 会 費

会費は年額2,500円です。毎年度4月末日までに納入通知書により振り込んでください。

なお、会費を納入されないときは、退会扱いになりますのでご注意ください。

③ 会員証

会員になると会員証を交付いたします。これは公益社団法人宇部市シルバー人材センターの会員であるという「証明書」です。

会員証を他人に貸したり譲ったりしてはいけません。

- ◆ 会員番号は必ず覚えておいてください。
- ◆ 仕事に就くときは、常に携帯してください。
- ◆ 会員証を紛失したとき又は記載事項に変更が生じた時は、直ちにセンター事務局に届け出て、再交付を受けてください。
- ◆ 退会のときは、会員証をセンター事務局に返還してください。

④ 仕事の登録と選択

ア 入会時に、あらかじめ希望する仕事を登録します。

イ センターは、受注した仕事の内容、条件により希望する会員へ連絡します。連絡を受けた会員は、就業場所、条件などを判断して引き受けるか否かを判断します。

ウ 会員の希望と発注者の条件が一致したとき、会員に仕事を提供することになります。

◎ 希望職種に変更があるときは、センターへ連絡してください。

⑤ 就 業

臨時的、短期的なもの又その他の軽易な仕事を原則としておりますので、就業日数や収入の保障はありません。したがって、毎月〇〇円ぐらいの収入が欲しいとか、毎月〇日ぐらい働きたいと言われても応じられません。

⑥ 退 会

退会は自由です。退会されるときは、必ずセンターへ届け出てください。

年度の途中に退会されても、会費の返還はいたしません。

次のような方は、退会となります。

ア 会費を納めない方

イ シルバー人材センターの会員としてふさわしくないと認められる方

2 就業から配分金の支払いまで

① 就業にあたって

会員は、センターの目的を理解し、お互いに経験・能力及び人格を尊重しあい自らの生きがいと活力ある地域社会づくりに努めるとともに、センター会員としての自覚をもって就業し、次のことをよく守ってください。

ア 就業には、誠意と責任をもって従事し、センターの信用をなくすことのないよう十分留意すること。

イ 就業には、仕事に適した服装をし、決まりを守ること。

エ 業務上知り得た情報は漏らさないこと。(守秘義務)

オ 就業にあたっては、約束の始業・終業時間を守ること。

カ やむを得ず約束の仕事に行けなくなったとき又約束の時間に行けなくなったときは、事前に発注者とセンターへ連絡すること。

キ 会員は、発注者と就業条件等について、直接交渉を行わないこと。

ク 健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けること。

② 配分金（働いたお金）の支払い

ア 配分金は、1ヵ月をまとめて翌月の中旬頃（支払日は毎年1月に決定）にお支払いします。

イ 支払い方法は、本人名義の口座へ振込みます。（取扱金融機関は、市内の金融機関及び郵便局です。）

ウ 配分金の明細は、センターから「**配分金明細書**」を会員へ送付します。

オ 配分金の計算は、センターへ届けられた「**就業報告書**」により行います。

就業報告書は、配分金の計算をするための大切な資料となりますので、**就業した日数・時間**を正確に記入し、発注者の確認をもらって、遅くとも**翌月の3日**までにセンターへ提出してください。

※ 直接センターへ持参しても、郵送又はFAXで送っても結構です。

配分金に対する税の取り扱いについて

会員がセンターから提供された仕事を行うことによって得た収入は、雇用関係がありませんので、給与所得ではなく**雑所得**となります。納税については、それぞれの会員が確定申告することになります。詳細については、税務署等で確認してください。

Ⅲ 安全就業と健康管理

1 安全心得

- ① 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- ② 服装・履物は作業に合った、動きやすいものにする。
- ③ 道具類は、使用する前に必ず点検すること。
- ④ 作業前には、軽い柔軟体操をして身体をほぐすこと
- ⑤ 作業中は、必ず安全防護具を使用すること。
- ⑥ 作業場は、常に整理整頓を心掛けること。
- ⑦ 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- ⑧ 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
- ⑨ 帰宅するまで仕事のうち、交通事故に気をつけること。

2 健康管理

- ① 健康には常に留意して、健康な状態で就業すること。
- ② 健康は、自分の努力で得られるものです。十分な睡眠時間を取り、暴飲暴食はさけること。
- ③ 定期的に健康診断を受け、自分の体調を把握しておくこと。

IV シルバー保険

1 傷害保険

会員と発注者、また会員とセンターとの間には雇用関係が発生しないため、労災保険の適用がありません。このため、会員が安心して就業できるよう全会員にシルバー人材センター団体傷害保険に加入しております。

○ 保険金の種類

ア 死亡保険金	650万円	事故のあった日から180日以内で、その傷害がもとで死亡した場合
イ 後遺傷害保険金	650万円	事故のあった日から180日以内で、その傷害がもとで後遺傷害が生じた場合
ウ 入院保険金	1日あたり 3,000円	事故による傷害によって入院した場合 180日を限度
エ 通院保険	1日あたり 2,000円	事故による傷害によって通院した場合 90日を限度

2 賠償責任保険

会員が就業中に他人の身体や財物に被害を与えた場合に、賠償する保険です。

○ 保険金の種類

ア 身体	1名につき	3千万円
	1事故につき	1億円
イ 財物	1事故につき	1千万円

3 保険が適用される場合

- ① センターから提供した仕事に従事中の傷害及び仕事先との往復時の事故
- ② センターの主催する講習会、研修会等に参加中及びその往復時の事故

- ③ センターの指示により、見積もり、打合せ、資材等の準備・運搬に従事中及びその往復時の事故

4 保険が適用されない場合

- ① 故意による事故
- ② 自動車・自動二輪車・原付の無免許運転、飲酒運転中の傷害
- ③ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ④ むちうち症、腰痛等で他覚症状のないもの

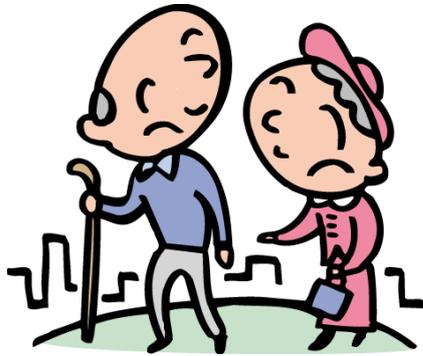
5 傷害を受けたとき

- ① まず医師の治療を受けてください。各自の健康保険証を使ってください。
- ② 次にセンターへ傷害の状態や傷害を受けた状況を早急に連絡してください。
- ③ 治療に専念してください。
- ④ 傷が治った時や、治療期間180日を過ぎた時は、センターへ連絡してください。

この後、保険金請求の手続をします。

安全就業と交通安全に 心がけましょう

- ◎ 確かめよう 歩行者 スピード 車間距離
- ◎ やりません とび出し 手ばなし 二人乗り
- ◎ よくみてね いっぱいのぼした もみじのて



公益社団法人

宇部市シルバー人材センター

宇部市琴芝町2丁目4番25号

宇部市多世代ふれあいセンター5F

TEL 0836-31-3251

FAX 0836-31-4334